

2. 1 1

高知市立南海中学校「地域協働アドバイザー」設置要綱を次のように定める。

平成 28 年 4 月 1 日

高知市立南海中学校
学 校 長

高知市立南海中学校「地域協働アドバイザー」設置要綱

(設置)

第 1 条 高知市立南海中学校の地域協働の進展に寄与し、今後の地域との協働活動の在り方について助言を受けるため、地域協働アドバイザーを設置する。

(所掌事務)

第 2 条 地域協働アドバイザーの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 校区の地域協働の窓口や地域の取りまとめとしての活動
 - 南海中学校区地域校舎協働会議の運営への助言
 - 地域協働室（北舎 1 F）の運営に関する助言
 - 地域との連携窓口・地域の会議参加に関する助言
 - 地域との防災活動（NSP 活動）に関することへの助言
- (2) 本校職員への研修および啓発活動
- (3) その他、地域協働活動に関することへの助言

(組織)

第 3 条 南海中学校地域協働部にアドバイザーを位置づけ、補助機関として組織する。

- 2 地域協働アドバイザーは、高知市立南海中学校長が委嘱する。
- 3 地域協働アドバイザーの任期は、4 月 1 日から 1 年間とする。
- 4 地域協働アドバイザーは、地域協働室（北舎 1 F）に置く。

(事務局)

第 4 条 地域協働アドバイザーに関わる事務局の担当は以下のとおりとする。

- 2 活動に関わる庶務は、地域協働担当教員とする。
- 3 諸経費等の庶務は、教頭とする。

(その他)

第 5 条 この要項に定めるもののほか、地域協働アドバイザーの運用に関して必要な事項は、学校長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。